

## 第十七條 拓北局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 滿洲其ノ他拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル移植民ニ關  
民ニ關スル事項

二 滿洲拓植公社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

第十八條 拓北局ニ監理課、開拓課、青年課及輔導課ヲ置ク

第十九條 監理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 局内各課事務ノ連絡調整ニ關スル事項

二 滿洲拓植公社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

三 滿洲拓植委員會ニ關スル事項

四 滿洲開拓青年義勇隊訓練本部ニ關スル事項

五 移植民團體ノ助成ニ關スル事項

六 移植民ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事項

七 開拓地調査ニ關スル事項

八 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第二十條 開拓課ニ於テハ滿洲開拓青年義勇隊ヲ除ク  
滿洲開拓民ニ關スル宣傳、募集、訓練、送出、助成  
及保護ニ關スル事務ヲ掌ル

第二十一條 青年課ニ於テハ滿洲開拓青年義勇隊ニ關  
スル宣傳、募集、訓練、送出、助成及保護ニ關スル  
事務ヲ掌ル

第二十二條 輔導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 滿洲開拓民ニ關スル事項

二 女子ニ對スル滿洲開拓思想ノ啓發宣傳ニ關スル  
事項

三 滿洲開拓勤勞奉仕ニ關スル事項

四 滿洲開拓民ニ關スル一般的厚生保護施設ニ關ス  
ル事項

## 第二十三條 拓南局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外移植民ニ關  
業ノ指導獎勵ニ關スル事項

二 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事  
業ノ指導獎勵ニ關スル事項

三 臺灣拓殖株式會社、南洋拓殖株式會社及日南產  
業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

第四條 拓南局ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク

第五條 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外南方ニ對  
スル施策ノ連絡調整ニ關スル事項

二 臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ノ業務ノ  
監督ニ關スル事項

三 海外拓殖事業ニ關スル物資ノ需給調整ニ關聯ス  
ル事項

四 移植民及海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル諸般  
ノ調査及企畫ニ關スル事項

五 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第六條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ノ  
宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

二 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖  
事業ノ指導獎勵ニ關スル事項

三 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外移植民團  
體ノ助成ニ關スル事項

四 長崎移住教養所ニ關スル事項

第七條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

(1) 子女(六歳未滿の子女をも含む以下之に同じ)  
中死亡したる者無きこと。但し戦役事變に因り又  
は天災地變等避くべからざる事由に因り死亡した  
る者は之を生存者と看做すこと。

(2) 子女は何れも心身共に健全なること。但し戦役  
事變に因り又は天災地變等避くべからざる事由に  
因り健全ならざるに至りたる者は之を健全なるも  
のと看做すこと。

(3) 子女は何れも心身共に健全なること。但し戦役  
事變に因り又は天災地變等避くべからざる事由に  
因り健全ならざるに至りたる者は之を健全なるも  
のと看做すこと。

(4) 父母及子女は何れも性行善良にして其の家庭堅  
實なること。

## 導ニ關スル事項

二 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關ス  
ル事項

三 同方面ニ關スル移植民團體ノ助成ニ關スル事項

四 海外移住組合ニ關スル事項

五 日南產業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

六 神戶移住教養所ニ關スル事項

## 厚生省社會局の優良多子家庭表彰

## に關する附帶調査の發表

厚生省に於ては本年十一月三日の佳日に際し全國の  
優良多子家庭一萬三百三十六家庭に對して表彰を行つ

たが、同省社會局が各道府縣の集計表を基礎として集  
計せる附帶調査の結果を掲ぐれば以下の如くである。

因に優良多子家庭とはすでに本誌第一卷第三號所載の  
如く、左の各號に該當するものをいふ。

(1) 父母を同じうする滿六歲以上の嫡出の子女十人  
以上を自ら育成したこと。

(2) 子女(六歲未滿の子女をも含む以下之に同じ)  
中死亡したる者無きこと。但し戦役事變に因り又  
は天災地變等避くべからざる事由に因り死亡した  
る者は之を生存者と看做すこと。

(3) 子女は何れも心身共に健全なること。但し戦役  
事變に因り又は天災地變等避くべからざる事由に  
因り健全ならざるに至りたる者は之を健全なるも  
のと看做すこと。

(4) 父母及子女は何れも性行善良にして其の家庭堅  
實なること。

尙以下集計以外の父母の同胞数、乳兒期に於ける栄養(母乳、人口栄養、混合栄養の別)、子女の教育程度、職業、居住の状況その他に就ては本人口問題研究所に於いて更に集計を行ふ豫定である。

優良多子家庭調査總括表

表記該當 家庭數	同上中生存せる 父の數	母の數	男		女		計
			子	女	子	女	
10,332	5,232	5,232	2,707	2,625	2,707	2,625	10,332
(備考) 子女数一〇九、五三五人の内六歳未滿子女数一、九〇五人、							
一家庭平均子女数は一〇、五九七人なり。							

第一表 該當家庭數調

市町村	該當家庭數	年齢		子女數	該當家庭數に對する百分比	市町村	該當家庭數	年齢	子女數	該當家庭數に對する百分比	
		市	町								
市	1,381	○,1	一、二	一〇	一〇	市	1,381	一〇	一〇	一〇	一〇
町	二、五七八	一、一	一、一	一、一	一、一	町	二、五七八	一、一	一、一	一、一	一、一
計	一〇,336	○,八	一、一	一、一	一、一	計	一〇,336	一、一	一、一	一、一	一、一
市町村	該當家庭數	該當家庭數に對する百分比	市町村	該當家庭數	該當家庭數に對する百分比	市町村	該當家庭數	該當家庭數に對する百分比	市町村	該當家庭數	該當家庭數に對する百分比
市	10	11	人	11	12	人	11	12	人	11	12
町	10	11	人	11	12	人	11	12	人	11	12
計	10	11	人	11	12	人	11	12	人	11	12
市町村	該當家庭數	該當家庭數に對する百分比	市町村	該當家庭數	該當家庭數に對する百分比	市町村	該當家庭數	該當家庭數に對する百分比	市町村	該當家庭數	該當家庭數に對する百分比
市	10	11	人	11	12	人	11	12	人	11	12
町	10	11	人	11	12	人	11	12	人	11	12
計	10	11	人	11	12	人	11	12	人	11	12

第二表 満六歳以上子女數別該當家庭數調

市町村	該當家庭數	年齢					子女數	該當家庭數	年齢	子女數	該當家庭數
		三歳未滿	四歳未滿	五歳未滿	六歳未滿	七歳未滿					
市	10	11	人	11	12	人	11	12	人	11	12
町	10	11	人	11	12	人	11	12	人	11	12
計	10	11	人	11	12	人	11	12	人	11	12
市町村	該當家庭數	該當家庭數に對する百分比	市町村	該當家庭數	該當家庭數に對する百分比	市町村	該當家庭數	該當家庭數に對する百分比	市町村	該當家庭數	該當家庭數に對する百分比
市	10	11	人	11	12	人	11	12	人	11	12
町	10	11	人	11	12	人	11	12	人	11	12
計	10	11	人	11	12	人	11	12	人	11	12

(備考) 一、子安般には六歳未滿の者を含むものとす

二、調査期日に於ける死亡者一、〇三九人は之を含まざるものとす

第三表 子女數別該當家庭數調

市町村	子女數	年齢		子女數	該當家庭數	年齢	子女數	該當家庭數	年齢	子女數	該當家庭數
		一歳未滿	二歳未滿								
市	一〇	一一	人	一一	一二	人	一一	一二	人	一一	一二
町	六〇	六八	人	六八	七〇	人	六八	七〇	人	六八	七〇
計	一〇〇	一一〇	人	一一〇	一二〇	人	一一〇	一二〇	人	一一〇	一二〇
市町村	該當家庭數	該當家庭數に對する百分比	市町村	該當家庭數	該當家庭數に對する百分比	市町村	該當家庭數	該當家庭數に對する百分比	市町村	該當家庭數	該當家庭數に對する百分比
市	一〇	一一	人	一一	一二	人	一一	一二	人	一一	一二
町	六〇	六八	人	六八	七〇	人	六八	七〇	人	六八	七〇
計	一〇〇	一一〇	人	一一〇	一二〇	人	一一〇	一二〇	人	一一〇	一二〇

第四表 年齢別父の數調

第五表 年齢別母の數調

年齢	子女數		計
	一人	二人	
三五歳未滿	一〇	一一	二二
三五歳以上	一	一	二
三四〇歳未滿	一	三	四
三四〇歳以上	一	一	二
四五〇歳未滿	一	一	二
四五〇歳以上	一	一	二
五六〇歳未滿	一〇	一〇	二〇
五六〇歳以上	一〇	一〇	二〇
六五〇歳未滿	一〇	一〇	二〇
六五〇歳以上	一〇	一〇	二〇
七六〇歳未滿	一〇	一〇	二〇
七六〇歳以上	一〇	一〇	二〇
八七〇歳未滿	一〇	一〇	二〇
八七〇歳以上	一〇	一〇	二〇
九〇〇歳未滿	一〇	一〇	二〇
九〇〇歳以上	一〇	一〇	二〇
一〇〇〇歳未滿	一〇	一〇	二〇
一〇〇〇歳以上	一〇	一〇	二〇
計	一〇〇	一〇〇	二〇〇

(備考)

一、子女数には六歳未満の者を含むものとす  
二、調査期日に於ける死亡者三五九人は之を含まざるものとす第六表 父母の年齢差に依る  
該當家庭數調

市町村	市	町	村	計		該當家庭數調 百分比
				父	母	
○	一	三	中西	三七	五〇	四・九
一	二	四	大藏	四〇	五・四	四・九
二	三	五	大藏	一七	一〇・六	一・二
三	四	六	大藏	一七	一〇・四	一・二
四	五	七	大藏	一七	一〇・四	一・二
五	六	八	大藏	一七	一〇・四	一・二
六	七	九	大藏	一七	一〇・四	一・二
七	八	一〇	大藏	一七	一〇・四	一・二
八	九	一一	大藏	一七	一〇・四	一・二
九	一〇	一一	大藏	一七	一〇・四	一・二
計				一〇〇	一〇〇	一・〇

第七表 職業別該當家庭數調

職業	市		町		村		該當家庭數調 百分比
	農業	水産業	商業	工業	手工业	其他	
農業	一〇〇	一〇・九	五・一	六・七	一・一	一・一	六・七
水産業	一〇〇	一〇・九	五・一	六・七	一・一	一・一	六・七
商業	一〇〇	一〇・九	五・一	六・七	一・一	一・一	六・七
工業	一〇〇	一〇・九	五・一	六・七	一・一	一・一	六・七
手工业	一〇〇	一〇・九	五・一	六・七	一・一	一・一	六・七
其他	一〇〇	一〇・九	五・一	六・七	一・一	一・一	六・七
計	一〇〇	一〇・九	五・一	六・七	一・一	一・一	六・七

第八表 第一子及末子分娩時  
年齢別母の數調

母の年齢	第一子分娩時年齢		末子分娩時年齢	第一子分娩時年齢 に依る母の數
	第一子分娩時年齢	末子分娩時年齢		
一五歳未満	一	一	三九	三九
一五歳以上二五歳未満	一	一	四八七五	四八七五
二五歳以上三〇歳未満	一	一	五〇九七	五〇九七
三〇歳以上	一	一	一	一

三〇歳以上三五歳未満	七	三二	三七年
五歳以上四〇歳未満	一	一〇六七	三八年
四〇歳以上四五歳未満	一	六八五〇	三九年
四五歳以上五〇歳未満	一	二二九三	四〇年
五〇歳以上	一	九五	計
		一〇、三三六	一〇、三三六

(備考) 一、第一子分娩時年齢は現在の婚姻が再婚の如き場合に在りては現在の婚姻に於ける第一子分娩時年齢に依りたるものとす  
在りては現在の婚姻に於ける第一子分娩時年齢に依りたるものとす

第九表 第一子分娩時より末子分娩時  
に至る年数別該當家庭數

所要年数	家庭數	上	中	下	計
一五年未満	一三三				
一五年	三一				
一六年	一四五				
一七年	七八				
一八年	二八二				
一九年	五七三				
二〇年	九〇一				
二一年	一、一〇一				
二二年	一、四二六				
二三年	一、四五七				
二四年	一一九八				
二五年	一、〇八九				
二六年以上三〇年未満	一、五九二				
三〇年以上三五年未満	二三八				
三五年					
三六年					

社会事情の變遷に伴ひ現に幾多改革の必要を痛感せらるゝのみならず現下の重大時局に鑑み國家百年の大計に稽へ之が改善の方策を講ずるは極めて喫緊の要務なりと謂はざるべからず

### 就中最近に於ける國民保健の現状と之に對處すべき

國民醫療機關の實狀とは眞に寒心に堪へざるものあり仍て先づ國民醫療に關する各種機關を整備再編し其の

第十表 經濟狀態別該當家庭數調

經濟狀態	家庭數	上	中	下	計
一、四〇一	六、四八二				
二、四五三	一〇、三三六				
三					
三一					
三三					

### 醫藥制度改善方策の厚生大臣諮詢 に對する醫藥制度調査會の答申

#### 醫藥制度改善方策（別紙）

一 昨昭和十三年七月厚生大臣は醫藥制度調査會に對し醫藥制度の改善方策に關する諮詢を行つたが、本昭和十五年十月二十八日同調査會はその内特に醫藥制度の改善方策に關する答申を行つた。之を擷ぐれば以下

#### 第一 醫療の普及 （一）開業の制限

（1）厚生大臣は醫師の數過剩と認めらるる都市及其の近接町村に於ける新規開業を制限して分布是正を行ふことを得ること

國民醫療の現状に鑑み現行醫藥制度改善の方策如何

答申

惟ふに醫藥に關する現行諸制度は其の創始以來既に相當の歲月を経し其の間若干の修補を見たるも未だ其の根本的改革の斷行せられたることなし時勢の推移と

#### （1）醫師の勤務指定制度の創設

（1）厚生大臣は國、公共團體及公益法人立診療所に勤務せしむる必要を認めたるときは免許